

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宇城市は、熊本県のほぼ中央に位置し、古くから農業を中心に栄えてきた街である。九州の経済大動脈である国道3号と西は天草、東は宮崎県延岡市への結末点という地理的条件に恵まれていることもあり、中心部である松橋町では人口はほぼ横ばいで推移しているが、その他の地域は、人口減少が続いており、一部の山間地帯では高齢化が著しく進展しているところもある。今後、さらに人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

古くから、農業を中心に発展してきたが、高度経済成長期に熊本県北部を中心に半導体関連・輸送用機械関連企業が相次いで立地したことを背景に、関連企業・下請け企業の進出が相次いだ。また、陸上交通の結節点という特徴から、陸上運送関連企業も多く立地している。

しかし現在、経済不況のあおりを受け、市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに、人手不足・事業承継問題等の課題にも直面している。現状を放置すると、長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして、市内事業者に対して利子補給事業等を講じてきたが、引き続き、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、宇城地域の中核都市として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

宇城市の産業は、農業、製造業、運送業と多岐に渡り、多様な業種が宇城市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画におい

て対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

宇城市の産業は、松橋町周辺、三角町周辺、宇土半島や九州山地の山間部と、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、宇城市全域とする。

(2) 対象業種・事業

宇城市の産業は、農業、製造業、運送業と多岐に渡り、多様な業種が宇城市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定対象外とするなど、納税の公平性に配慮する。

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用の創出や地域経済の発展等の観点から、市内に従業員を配置した工場や事業所が、発電電力を自らの生産・販売等に供するものを認定対象とし、地域の景観や自然環境の保全に配慮する。

当該先端設備導入計画または申請者の事業活動が、不法行為、不正行為、その他社会的信用を損なわせるようなものであると認められる場合は、認定の対象とならない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。